

薬教協発第 25029 号
令和 7（2025）年 6 月 9 日

関係各位

一般社団法人 薬学教育協議会
代表理事 本間 浩



認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領(改訂版)の修正について

認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領の改訂版について、既に病院・薬局実務実習中央調整機構委員会等でお伝えしたところですが、その内容について修正の要望が日本薬剤師会等に寄せられました。それらの要望を踏まえて、第 78 回薬学教育協議会理事会（令和 7（2025）年 5 月 29 日開催）において修正案が審議された結果、以下の通り対応することが決定されましたのでお知らせいたします。

1. 認定実務実習指導薬剤師の定年制（70 歳）の導入において、年齢到達時で定年とするという規定に関して、現行の実施要領（令和 4 年度版）によって資格認定された実務実習指導薬剤師については、満 70 歳となっても認定期限までその資格が維持されるように改訂版実施要領に時限的措置として追記する（追記の文章は下記の通り）。
2. 実施要領の改訂に当たっては、認定実務実習指導薬剤師申請システムのプログラム修正が必要となる。上記 1.の修正内容を含めた修正は、当初の予想よりも複雑でありプログラムの修正に相応の時間を要するため、実施要領改訂版の施行開始時期を令和 9（2027）年 4 月 1 日からとする（当初予定の開始時期からさらに 1 年延長する）。

記

認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領(改訂版)の修正（修正部分は赤字）

3. 更新申請

3. 1. 2 年齢に関する要件

更新認定の申請時点において、満 70 歳未満であること。ただし、認定は満 70 歳となった時点で失効する。

※ 【実施要領改訂に伴う時限的措置】

本実施要領の施行開始時点（令和 9（2027）年 4 月 1 日）において、既に認定を受けている認定実務実習指導薬剤師については、満 70 歳に達しても当該認定の有効期限までは、その資格を維持できるものとする。ただし、本実施要領の規定により、次回の更新は認められない。

3. 1. 4

1) 受講条件

A. 年齢

「更新認定の申請時点において、満 70 歳未満であること。ただし、認定は満 70 歳となった時点で失効する。」ことに留意すること。

また、3. 1. 2 年齢に関する要件の※【実施要領改訂に伴う時限的措置】に留意すること。

附則

本実施要領は、令和 9 年（2027 年）4 月 1 日より施行する。